

十九八七
発行日
価格の
利子の後
利子以降
利子の適
用利子の
第二期の
適用利子
初期利子
發行価格
發行日

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。平成二十二年十月十五日〇・二五パーセント

年額面金額百円につき百円

年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前に行われた発行から償還までの期間が九

六	五	四		三	二	一
振替単位	額最低額面金	発行額		用法等項の適	振替の法律及	発行の根拠

個人向け利付国庫債券（変動・十年）（第三十二回）特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その額面金額で百五十四億六千三十の振替機関は日本銀行とする。一万円二万円

○財務省告示第三百四十六号
個人向け国債の発行等に関する
年財務省令第六十八号（第四条）
基づき、平成二十二年十月十五日
向け国債の発行条件等を次のと
平成二十二年十月二十七日

財務大臣 野田佳彦

十七十八十五十四十三
の 中 払 払 償 償
取 途 込 込 還 還
扱 換 場 期 金 期
い 金 所 日 額 限

平成三十一年十月十五日
額面金額百円につき百円
平成二十二年十月十五日
日本銀行の本店又は支店
中途換金の買取りは、平成二十
三年十月十五日以後において行

額面金額 × $\frac{0.25}{100} \times 2$
毎年十月十五日及び四月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により出した金額を支払う。

十二 第二期以後の利子

十一
初期利子

うこととし、その買取金額は、区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(一) 次式に平成二十三年十月十五日から平成二十四年四月十五日までの間の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 × $\frac{8.0}{100}$ + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 × $\frac{8.0}{100}$ - 受入経過利子に相当する金額)

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に関する省令第六十八号(平成十四年財務省令第68号)第二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については、零子とされる(次号において同じ。)。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.25}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日
から発行日までの日数

中途換金の特例

(一) じ
し
た
金
額
と
す
る
。

平成二十三年四月十五日から前か
け

平成二十三年十月十五日から前か
け
の額 + 経過利子に相当する額
の額 + (初期利子に相当する額
× $\frac{8.0}{100}$ + 経過利子に相当する額
- 受入経過利子に相当する額)

十九
支 所 金 利 元 場 払

(二)
平成二十三年四月十五日から前か
け
の額 + 経過利子に相当する額
の額 + (経過利子に相当する額
- 受入経過利子に相当する額)